

評価基準表新旧対照表

新						旧									
(3) 中間処理業						(3) 中間処理業									
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			審査の基準及び内容(新)	配点	番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			審査の基準及び内容(新)	配点
			書面 審査	現地 審査	目視						書面 審査	現地 審査	目視		
7	処理状況 報告書	東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。)に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。	○			東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。)に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。 【書面審査資料】 ①直近の処理状況報告書(半期:10月~3月)の写し(報告者名及び報告対象期間が確認できる表紙も含む)	必須	7	処理状況 報告書	東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。)に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。	○			東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。)に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。 【書面審査資料】 ①直近の処理状況報告書(半期)の写し	必須
8	施設維持 管理記録	廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。	○	○		廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。 【書面審査資料】*①又は②の資料 ①平成10年6月16日以前に産業廃棄物処理施設を設置申請・変更した施設については、施行規則第12条の6第9号の施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存することが義務付けられた書類の写し(直近のもので、記録の様式等が分かるもの) ②平成10年6月17日以降に産業廃棄物処理施設を設置申請・変更した施設については、産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第2項の申請書に記載した「維持管理に関する計画書」の写し ※14条施設は対象外 【現地審査資料】 ①又は②の維持管理記録3年間分 ※「維持管理記録」については、巻末「参考資料5」を参照	必須	8	施設維持 管理記録	廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。	○			廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。 【現地審査資料】 ①当該記録 ※当該記録とは、廃掃法第15条の2の3第1項の「施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。(施行規則第12条の6第9号)」に該当する記録	必須
9	インター ネット 情報公開 (施設の 維持管理 記録)	施設の維持管理の記録(環境測定結果等)をインターネット上で公開している。 (焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設)	○			廃掃法第15条の2の3第2項の施設の維持管理の記録(焼却施設等の環境測定結果等)を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。(廃掃法第15条第1項の焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設の設置許可を受けた施設が対象) ※上記の処理施設以外の廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設及び14条施設は対象外 【基準項目】 ○公表すべき維持管理の状況に関する情報 廃掃法施行規則第12条の7の2に定める事項 ※焼却施設等の環境測定結果(直近3年分) 【書面審査資料】*①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の画面を添付	必須	9	インター ネット 情報公開 (施設の 維持管理 記録)	施設の維持管理の記録(環境測定結果等)をインターネット上で公開している。 (焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設)	○			廃掃法第15条の2の3第2項の施設の維持管理の記録(焼却施設等の環境測定結果等)を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。(廃掃法第15条第1項の焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設の設置許可を受けた施設が対象) 【基準項目】 ○公表すべき維持管理の状況に関する情報 廃掃法施行規則第12条の7の2に定める事項 ※焼却施設等の環境測定結果(直近3年分) 【書面審査資料】*①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の画面を添付	必須
18	経常利益 金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超えている。	○			直前3年間の経常損益の合計額に過去3年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円(小数点以下切り捨て)以上である。 【書面審査資料】*①、②すべての資料 ①財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直近3年間分 ※損益計算書の減価償却費の金額については、その金額が確認できる内訳書も添付 ②経営状況確認書(様式第4号)	2	18	経常利益 金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超えている。	○			直前3年間の経常損益の合計額に過去3年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円(小数点以下切り捨て)以上である。 【書面審査資料】*①、②すべての資料 ①財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直近3年間分 ②経営状況確認書(様式第4号)	2
21	団体への 加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。	○			国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。 【書面審査資料】*①、②すべての資料(「社」全国産業資源循環連合会に加盟する団体の場合は、①のみ) ①会員証又は会員名簿など加盟を証明する書面 ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる当該団体の定款又は、事業報告等の書面	3	21	団体への 加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。	○			国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。 【書面審査資料】*①、②すべての資料(「社」全国産業廃棄物連合会に加盟する団体の場合は、①のみ) ①会員証又は会員名簿など加盟を証明する書面 ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる当該団体の定款又は、事業報告等の書面	3
22	インター ネット 情報公開 ①会社概 要	会社概要をインターネット上で公開している。 【公開内容】 (個人の場合)氏名、許可住所、事業の内容 (法人の場合)法人名称、許可住所、代表者、役員の名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 (共通)事業計画の概要、許可証の写し	○			会社概要を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 (個人の場合) ○氏名、許可住所、事業の内容 (法人の場合) ○法人名称、許可住所、代表者、役員の名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 ○事業計画の概要 ※「事業計画の概要」については、巻末「参考資料4-3」を参照 ○許可証の写し ○他の道府県市での許可状況 ○更新年月日の記載 【書面審査資料】*①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の画面を添付	5	22	インター ネット 情報公開 ①会社概 要	会社概要をインターネット上で公開している。 【公開内容】 (個人の場合)氏名、許可住所、事業の内容 (法人の場合)法人名称、許可住所、代表者、役員の名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 (共通)事業計画の概要、許可証の写し	○			会社概要を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 (個人の場合) ○氏名、許可住所、事業の内容 (法人の場合) ○法人名称、許可住所、代表者、役員の名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 ○事業計画の概要 ○許可証の写し ○他の道府県市での許可状況 ○更新年月日の記載 【書面審査資料】*①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の画面を添付	5

(3) 中間処理業					
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		配点
			書面審査	現地審査 書面確認 目視	
24	インターネット情報公開 ③施設の維持管理記録	施設の維持管理の記録（環境測定結果等）をインターネット上で公開している。 （焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く。）	○		2
28	経営理念	役員等（幹部・経営層）が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、事業の目的、目標、経営理念等を明確に発言できる。	○		4
29	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○	2
30	労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○	3
34	処理施設（法外）の記録	処理施設（廃掃法第15条第1項による許可を受けたものを除く。）の定期点検・検査を行い、その記録を作成し、3年間保存している。	○		2
37	従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。 （社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等）	○	○	3
40	資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。	○		2

(3) 中間処理業					
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		配点
			書面審査	現地審査 書面確認 目視	
24	インターネット情報公開 ③施設の維持管理記録	施設の維持管理の記録（環境測定結果等）をインターネット上で公開している。 （焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く。）	○		2
28	経営理念	役員等（幹部・経営層）が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、事業の目的、目標、経営理念等を明確に発言できる。	○		4
29	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○	2
30	労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○	3
34	処理施設（法外）の記録	処理施設（廃掃法第15条第1項による許可を受けたものを除く。）の定期点検・検査を行い、その記録を作成し、3年間保存している。	○		2
37	従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。 （社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等）	○	○	3
40	資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。	○		2

(3) 中間処理業						
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容(新)	配点
			書面審査	現地審査 書面確認 目視		
41	資源の排出者への説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法を排出事業者の説明している。(売却(再生)を行わない廃棄物のみ、医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外)	○		処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法を排出事業者の説明している。(売却(再生)を行わない廃棄物のみ、医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外) 【現地審査資料】 ①排出事業者との契約書等	2
50	複数リサイクルルート確保	常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。	○		常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。 【書面審査資料】 ①リサイクルフローが確認できる書面	3
64	低公害・低燃費車両・重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)又は低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。	○	○	収集運搬業については、産廃許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)を導入している。中間処理業においては、低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、導入状況を自社ホームページ上で情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】 *①、②、③、④すべての資料 ①使用車両及び重機導入状況一覧表等 ②公開画面の写し ③自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ④情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付 【現地審査資料】 *①、②すべての資料 ①収集運搬業については、導入している車両が確認できる書面(車検証の写し等) ②中間処理業については、導入している低公害型重機が確認できる書面(仕様書等)	3
67	環境賠償責任保険加入	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 (例) ・環境汚染賠償責任保険 ・土壌汚染浄化費用負担保険 ・請負業者用環境汚染賠償責任保険	○	○	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 ※事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は対象外 (圧縮施設(プラスチック類、金属類等)、簡易な破砕施設(二軸破砕機等)) 【基準項目】 ○環境汚染賠償責任保険 ○土壌汚染浄化費用負担保険 ○請負業者用環境汚染賠償責任保険 【書面審査資料】 ①保険証書の写し	3
69	ICタグ・GPS等の追跡管理システム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者へ提供している。	○		ICタグ、GPS・ドライブレコーダー(GPS機能付)・デジタルタコメーター(GPS機能付)等による車両追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者へ提供できる。 【現地審査資料】 ①追跡システムの使用状況が確認できる書面等	3
70	性状分析体制	受入廃棄物及び再生資源の性状を分析できる体制がある。	○		受入廃棄物及び再生資源の性状を分析できる体制がある。 ※性状分析の必要がない廃棄物を扱っている処分施設は対象外 【現地審査資料】 ①自社施設又は外部の分析機関において、廃棄物の性状分析が行なえる体制であることが確認できる書面	3
71	自主的な生活環境への影響評価	廃掃法第15条の2第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全について、施設稼働後も自主的に生活環境への影響評価を行い、地域環境の保全に配慮している。	○		全処理施設を対象とし、法第15条施設においては、廃掃法第15条の2第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全、法第14条施設においては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第68条の規制基準について、施設稼働後も自主的に生活環境への影響を考慮し、地域環境の保全に配慮している。 【現地審査資料】 ①自主的な生活環境影響評価の実施記録(測定記録等) ※法第15条施設においては、「施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正化配慮なされている。」ことが確認できる記録。 なお、法第14条施設においては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第68条の規制基準に適合している。 ○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。	3

(3) 中間処理業						
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容(新)	配点
			書面審査	現地審査 書面確認 目視		
41	資源の排出者への説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法を排出事業者の説明している。(売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外)	○		処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法を排出事業者の説明している。(売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外) 【現地審査資料】 ①排出事業者へ契約書又はパンフレット等で説明していることが確認できる書面	2
50	複数リサイクルルート確保	常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。	○		常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。 【書面審査資料】 ①リサイクルフローが確認できる書面	3
64	低公害・低燃費車両・重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)又は低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。	○	○	産廃許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)や低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、導入状況を自社ホームページ上で情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】 *①、②、③、④すべての資料 ①使用車両及び重機導入状況一覧表等 ②公開画面の写し ③自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ④情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付 【現地審査資料】 *①、②すべての資料 ①導入している車両が確認できる書面(車検証の写し等) ②導入している低公害型重機が確認できる書面(仕様書等)	3
67	環境賠償責任保険加入	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 (例) ・環境汚染賠償責任保険 ・土壌汚染浄化費用負担保険 ・請負業者用環境汚染賠償責任保険	○	○	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 ※事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は対象外 【基準項目】 ○環境汚染賠償責任保険 ○土壌汚染浄化費用負担保険 ○請負業者用環境汚染賠償責任保険 【書面審査資料】 ①保険証書の写し	3
69	ICタグ・GPS等の追跡管理システム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者へ提供している。	○		ICタグ、GPS・ドライブレコーダー(GPS機能付)等による車両追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者へ提供できる。 【現地審査資料】 ①追跡システムの使用状況が確認できる書面等	3
70	性状分析体制	受入廃棄物及び再生資源の性状を分析できる体制がある。	○		受入廃棄物及び再生資源の性状を分析できる体制がある。 ※環境影響の恐れのない廃棄物を扱っている処分施設は対象外 【現地審査資料】 ①自社施設又は外部の分析機関において、廃棄物の性状分析が行なえる体制であることが確認できる書面	3
71	自主的な生活環境への影響評価	廃掃法第15条の2第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全について、施設稼働後も自主的に生活環境への影響評価を行い、地域環境の保全に配慮している。	○		廃掃法第15条の2第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全について、施設稼働後も自主的に生活環境への影響評価を行い、地域環境の保全に配慮している。 【現地審査資料】 ①自主的な生活環境影響評価の実施記録(測定記録等)	3